

部会 課題検討会	「監査事務の共同化」課題検討会	【静岡県行政経営研究会】	
		担当	市町行財政課

- 県内参加24市町間で監査に関する標準的な様式及びマニュアルを策定し、監査のポイント及び重要事項を共有した
- 市町監査委員事務局の間で新たな連携を進め、「監査事務連絡会議」を新設し、意見交換、情報の共有を進めた

- 参加した市町において最も関心の高かった、各団体の持つ監査に関する様式・マニュアルを徹底して集約・分析し、厳正・的確かつポイントを押さえた標準的な様式例を策定し、市町間で共有した。
⇒これまで各市町がばらばらに作成し使用してきた個別様式やマニュアルを、参加市町間で改善、共有し、各市町が監査業務の一層の促進に活用できる体制を皆で確立した。
- 監査委員事務局間で定例的な情報交換等の場がない郡部(賀茂地域)において、新たに「監査事務連絡会議」を設置し、継続的な情報交換や連携の基礎を確立した。→日頃の監査業務に活用中。

取組の背景（課題の存在）

【現 状】

厳しい社会・経済環境の中、自治体が健全で適正な業務執行を担保するため、監査機能の充実・強化がますます必要となっている。

【監査の機能・役割とは】

- 地方公共団体における監査委員制度は、「地方自治制度の拡充」と「地方行政の公正の確保」を目的として設置された。
- 監査には、その結果の公表により、住民の地方行政への知識と信頼を深め、住民自治を強化する役割がある。
- 監査は、誤謬と不正の発見、防止の役割に加え、以下のような視点に基づき、事務執行の経済性、効率性及び有用性を向上するための助言的な役割を担っている。
 - ◆事務の能率化（住民の福祉の増進、最少の経費で最大の効果）の視点
 - ◆組織運営の合理化（組織及び運営の合理化、規模の適正化）の視点

地方公共団体の監査に求められていること

- ◆ 人口減少社会にあつて、地方公共団体には、効率的で機能的なガバナンス(住民に信頼される行政のあり方)の確立が求められている。
- ◆ このため、監査には、「地方公共団体の長による内部統制体制の整備及び運用の状況」をチェックする役割が求められている。
- ◆ 監査には、その監視機能の強化のため、統一的な監査基準に基づく監査の実施体制の整備、外部の視点からの監査の充実、事務局の充実等が求められている。

【課 題】

- 自治体監査機能の充実・強化について、多くの市町で課題の認識はあるが、市町連携による対応の検討や十分な情報共有がなされていないこと。
- 平成26年度に本県が実施した「行政体制のあり方に関する調査」でも、市町から「何らかの共同的処理が必要」との回答あり。

⇒ 監査機能の充実強化に向けて、市町間の連携による監査機能の向上、レベルアップを進める必要がある

<参考…政府の検討状況>

- 第 29 次地方制度調査会の答申(H21.6)
行政機関等を共同設置することができる制度の構築(H23 地方自治法改正)
- 第 31 次地方制度調査会の答申(H28.3)
監査の実効性や独立性・専門性の向上を図るための制度の構築(H29 自治法改正)

検討体制

構成	市町	24市町(14市10町)	その他
	県	市町行財政課	
検討期間	主として平成27年度 ～平成28年度		

- 賀茂地域広域連携会議の専門部会と連携して検討
- 総務省の地方公共団体に対する委託事業である「新たな広域連携促進事業」を活用

取組の概要

【行政経営研究会課題検討会の様子】



【賀茂地域広域連携会議専門部会の様子】



【検討の経過】

<H27年度>

- 各市町の状況調査(平成27年7月)
- 課題検討会：連携・共同化についての意見交換(平成27年12月22日)
- 平成28年度も課題検討会を開催して検討を継続

<H28年度>

- 課題検討会：「監査のあり方」等、検討事項及び検討方針の確認
- 課題検討会：講演「地方自治体の監査とリスクの視点」を踏まえ、監査事務の様式・マニュアルの共有化を決定
- 課題検討会：様式・マニュアルを取りまとめ、検討成果の活用の可否を調査、その他意見交換を実施

【検討内容】

検討項目	趣旨及び内容
「監査のあり方」議論	<p>・地方公共団体の監査を取り巻く課題を整理し、<u>監査事務のこれからのあり方、手法と標準的項目の必要性や監査の目指す目的等を、参加団体間で議論して認識を共有。</u></p>
監査事務の様式・マニュアル等の共有	<p>・H27のアンケート調査から<u>事務局が抽出した検討課題を整理し、様式やマニュアル作成に反映した。</u></p>
監査事務の共同化（連携）による対応	<p>・H27のアンケート調査から、事務局が抽出した検討課題を整理し、<u>共同化でできる事務の手法について検討。</u></p>
監査委員事務局間の連携強化	<p>・H27のアンケート調査から事務局が抽出した検討事項を整理し、<u>連携可能な事項を検討</u></p> <p>⇒<u>定期的な意見・情報交換の場の設置、標準的な監査様式・項目等の総括整理を実施。</u></p>

取組の成果

■ 検討項目の成果と期待される効果

検討項目	検討事項・成果	期待される効果
「監査のあり方」に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「地方公共団体の監査のあり方」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査に関する課題の認識が共有できる ・ 課題検討会における検討方針が明確となる
監査事務の様式・マニュアル等の共有化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 先進団体の事例研究 ■ 参加団体間の事例集約 ■ 標準様式(例)の作成 ■ 監査様式(例)の一覧化 ■ 監査の着眼点の共有 	<p>左記を活用した監査事務・監査事項に係る業務改善を進める</p> <p>例) 新様式の採用 監査項目の追加 着眼点の活用 など</p>
監査事務の共同化による課題対応の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共同化の事例研究、ディスカッション、具体的検討の意向確認(希望団体なし) ■ 参加団体間で監査手順・業務量等の情報の集約・共有化 	<p>共同化につながった事項はなかったものの、監査事務に係る情報共有・連携の必要性を確認した</p> <p>⇒ 必要に応じ情報交換を行う土壌(課題検討会参加団体間)が形成できた</p>
監査委員事務局間の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主に町における事務局間の連携手法に関する検討 ■ 監査事務連絡会議の新設(賀茂地域1市5町) 	<p>継続的な連携の仕組(情報交換・共有のための定期的な会議等の開催)による監査執行体制の強化</p>

【参 考】

■「地方公共団体の監査のあり方」について

地方公共団体の監査のあり方

行政経営研究会
「監査事務の共同化」課題検討会
平成 28 年 7 月

【検討項目】

- 1 地方公共団体の監査を取り巻く現状は
- 2 検討の意義は何か
- 3 地方公共団体の監査のあり方の確認
 - (1) 現行制度下における地方公共団体の監査の役割とは
 - (2) 今後、地方公共団体の監査に求められる役割とは
- 4 当面の取組の方向性と課題の提起
 - (1) 当面の取組の方向性を決定
 - (2) 課題の提起

■「様式・マニュアル等の共有化」のイメージ

作業手順及び成果

